

# 身体障がい者に係る自動車税の減免

## 電子申請 Q&A

- **申請可能な減免手続きはどのようなものですか。**

電子申請では、当該年度の自動車税にかかる減免申請、手帳を取得されるなどして、新たに減免の条件を満たした方にかかる月割分の減免申請が可能です。

自動車取得時の減免申請（県税証紙による納付が必要な場合）では、利用できません。

新たに自動車を取得される方、自動車を乗り換えられた年度の減免を受けられたい方は、自動車登録課税グループ（TEL:089-957-6621）へご相談ください。

- **申請期間はいつからいつまでですか。**

当該年度の自動車税にかかる減免においては、毎年4月1日から納期限7日前（通常5月25日）までが申請期間です。

なお、手帳を取得されるなどして、新たに減免の条件を満たした方は、申請の翌月から減免となる場合があります。詳しくは、所轄の地方局へお問い合わせください。

- **申請のために必要な事前準備はありますか。**

申請のためには「電子申請に必要な書類」に記載されている書類が必要ですので、ご準備のうえ申請してください。

- **申請期間に間に合わなかった場合はどうなりますか。**

減免することができません。必ず期限までに申請を行ってください。

- **電子申請の場合、添付書類をどのように提出すればよいですか。**

添付書類をPDFによるコピーか、もしくは写真によりご提出いただく必要があります。電子申請フォームにおいて各書類の添付の質問がありますので、該当の書類を添付してください。

- **電子申請の添付書類に不足や誤りがあった場合、どうなるのでしょうか。**

添付書類に不足や誤りがあった場合、担当職員から電話またはメールにて連絡をさせていただきます。連絡後に電子申請フォームにより再提出してください。

- **電子申請後、添付書類や納税通知書はどのようにすればよいですか。**

減免の申請後も、捨てずに保管しておいてください。

減免が決定し「自動車税取消・減額通知書」が届きましたら、破棄していただいて構いません。

- **減免が決定した場合、何か連絡をもらえるのでしょうか。**

毎年の自動車税（定時課税分）にかかる減免においては、減免が決定した場合、6月下旬頃に「自動車税取消・減額通知書」というハガキを発送します。

新たに減免の要件を満たし、減免申請を受けられた方については、個別に通知いたします。

- **減免不可となった場合、何か連絡をもらえるのでしょうか。**

**また、自動車税の納付はどうすればよいですか。**

減免不可となった場合、担当者から連絡のうえ、後日減免不可通知を発送します。

自動車税については、各地方局より発送される自動車税納税通知書により納付してください。

- **車検の際に使用する納税証明書は後から送付されるのでしょうか。**

平成 28 年 3 月 1 日から国土交通省と愛媛県のシステム連携で自動車税の納税確認が電子化され、車検等を受ける際の納税証明書の提示が省略できるようになっているため、減免となった自動車の納税証明書は送付を行っていません。

ただし、6月から7月中旬までに車検を受ける場合など、納税証明書の提示が必要な場合は所轄の地方局・支局へお問い合わせください。

- **来年度の申請時期が近付いたら案内等が送られてきますか。**

毎年 4 月下旬頃に、前年度に減免を受けた方に申請案内を送付しています。

- **軽自動車税の減免申請もこのフォームでできますか。**

申請できません。軽自動車税は市町より課税されますので、減免についても所轄の市町へお問い合わせください。